

包括外部監査 平成 27 年度（平成 28 年 3 月 31 日報告）
保育事業及び子育て支援センター等に関わる事務の執行について

監査の結果（指摘事項）
<p>Ⅲ 3（4） 実施基準の位置づけ</p> <p>病児・病後児保育事業の職員配置基準を定めた市の実施基準については、国基準の上乗せを行っているが、市の要綱には関連規定がなく、基準上乗せの位置づけが明確でない。市の要綱に病児・病後児保育事業の実施基準を定める必要がある。</p>
措置（具体的内容）
<p>これまで、本市の病児・病後児保育事業においては、明確な位置づけがないまま国の基準より上乗せをした職員配置にて実施をしておりました。平成 28 年度からは、国の基準に準じた配置でも業務が可能であることから、上乗せの職員配置をせずに委託を実施しております。</p> <p style="text-align: right;">（完了）</p> <p>平成 28 年 9 月 13 日措置通知 市長</p>

監査の結果（指摘事項）

Ⅲ 4（1） 上乘せ基準の明確化

市は、0歳児保育の施設設置にあたり、上乘せ基準として沐浴室等の設置要請をしているが規定を欠いた手続きである。審査基準を明確にする必要がある。

措置（具体的内容）

平成 28 年 3 月 31 日付で事務取扱要綱を改正し、審査基準を明確にいたしました。また、保育所整備の手引きを新たに作成し、市ウェブサイト上にて公開いたしました。

（完了）

平成 28 年 9 月 13 日措置通知 市長

監査の結果（指摘事項）

Ⅲ 5（1）入所選考基準が非公表であったこと

市は児童福祉法第24条の規定に基づき認可保育所の入所選考基準を公表する必要があるが、平成28年2月まで公になっていなかった。

措置（具体的内容）

児童福祉法第24条の規定に基づく認可保育所の入所選考基準につきましては、市ウェブサイトにおいて速やかに公表いたしました。

（完了）

平成28年9月13日措置通知 市長

監査の結果（指摘事項）

Ⅲ 5（3）同位者の取扱

入所選考基準の手続の透明性及び公平性を確保するためには、基準点数が同一の者の優先順位の扱いに関する規定を設ける必要があるが、平成 28 年 1 月の入所基準に関する要領の改正まで明文化されていなかった。

措置（具体的内容）

平成 28 年 1 月 8 日付け要領改正において、優先順位の取扱いについて明文化いたしました。

（完了）

平成 28 年 9 月 13 日措置通知 市長

監査の結果（指摘事項）

Ⅲ 5（4）保育料滞納者の劣後取扱

保育料滞納者の家庭の弟妹にかかる認可保育所の入所選考にあたり、滞納を理由とした過度な減点は適切でないが、平成 28 年 1 月の要領改正までは減点規定が設けられていた。

措置（具体的内容）

平成 28 年 1 月 8 日付け要領改正において、滞納に係る減点規定を除外いたしました。
(完了)

平成 28 年 9 月 13 日措置通知 市長

監査の結果（指摘事項）

Ⅲ 7（4）個人情報の管理

保育料の滞納の事実は職務上知り得た秘密であり、慎重に取り扱う必要がある。また、認可保育所における個人情報保護に関するマニュアル等を整備すべきである。

措置（具体的内容）

認可保育所長会において、「郡山市職員のための個人情報保護・情報セキュリティハンドブック」に基づく個人情報の取扱いについて徹底を図るとともに、平成 28 年 3 月には、「認可保育所用保育料関係事務手引き」にも別途その取扱いを記載しマニュアルを整備しました。

（完了）

平成 28 年 9 月 13 日措置通知 市長

監査の結果（指摘事項）

Ⅳ 1（2） 6 民間認可保育所の運営費の会計処理誤り

平成 26 年度の民間認可保育所の計算書類に関し、6 施設について市が負担する運営費の計上金額に誤りがあった。運営費が計上される収支決算書は、各民間認可保育所の収支分析の前提となるため、市は正確な決算を行うよう民間認可保育所の経理事務処理の正確性を図る施策を検討する必要がある。

措置（具体的内容）

民間認可保育所の運営費の会計処理誤りにつきましては、市から各施設に誤りを指摘し、適切な事務処理を行うよう指導しました。また、民間認可保育所の経理事務処理の正確性を図るため、平成 28 年度から保健福祉部保健福祉総務課福祉監査室と連携し、現地立入調査に入る際に施設経理担当（会計士等）に指導することとしました。

（完了）

平成 28 年 9 月 13 日措置通知 市長

監査の結果（指摘事項）

Ⅳ 1（2）不適切な会計処理

ある民間認可保育所の経理処理に積立預金取り崩しの処理誤り他、複数の会計処理誤りがあった。市は施設側に経理体制の整備を申し入れるべきである。

措置（具体的内容）

不適切な会計処理につきましては、市から法人へ誤りを指摘し、適切な事務処理を行うよう指導しました。また、平成 28 年度から保健福祉部保健福祉総務課福祉監査室と連携し、現地立入調査の際に指導するとともに経理体制の整備について申し入れすることとしました。

（完了）

平成 28 年 9 月 13 日措置通知 市長

監査の結果（指摘事項）

V2（2）所庭の水たまり

所庭の水たまりについて、早急な対応が必要である。

措置（具体的内容）

所庭の水たまりにつきましては、対象となる久保田保育所の所庭が、一定の降雨量により排水しきれず水たまりができる状況となっておりますが、速やかに改修いたしました。

（完了）

平成 28 年 9 月 13 日措置通知 市長

監査の結果（指摘事項）

V2（2）備品台帳の不備

備品台帳の更新漏れがあった。物品の所管替えの際にも、備品台帳更新が必要である。

措置（具体的内容）

当該備品台帳の更新漏れにつきましては、速やかに更新いたしました。今後は、備品に異動が生じた際に、速やかに物品所管換書を作成し、備品台帳の更新漏れがないよう努めてまいります。

（完了）

平成 28 年 9 月 13 日措置通知 市長

監査の結果（指摘事項）

V3（1）保育士配置

一時的保育事業について、委託先の保育士配置人数の不足があった。保育士配置基準の遵守が求められる。

措置（具体的内容）

一時的保育事業における保育士配置人数の不足があった大成保育所につきましては、委託業者に基準を遵守するよう指導しました。

なお、平成28年度委託に係る仕様書において、職員の勤務予定及び実績が分かる書類の提出を義務付け、適正な業務運営の徹底を図っております。

（完了）

平成28年9月13日措置通知 市長

監査の結果（指摘事項）

V3（1）委託先の業務の実施時間

一時的保育の業務実施時間が遵守されていないことがあった。業務実施時間遵守の徹底が求められる。

措置（具体的内容）

一時的保育の業務実施時間が遵守されていなかった大成保育所につきましては、委託業者に基準を遵守するよう指導しました。

また、一時的保育事業の利用者がいない場合についても、仕様書において開所時間が規定されていることから、平成 28 年度からは職員の勤務予定及び実績が分かる書類の提出を仕様書にて義務付け、実施時間の徹底を図っております。

（完了）

平成 28 年 9 月 13 日措置通知 市長